

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市ジュニアスポーツクラブ遠征費補助金
補助の区分	事業補助（イベント・大会補助）
補助の概要	ジュニアスポーツ活動の意識の高揚と競技力向上を図るため、島外遠征の経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
補助事業者	佐渡市ジュニアスポーツクラブ登録制度に関する要綱に定めるジュニアスポーツクラブに登録している団体
補助対象経費	旅費（渡航費）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算計上額を上限とする。
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1 / 2 以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	利用延べ125団体
	○目標に対する費用対効果（計算式）
補助制度開始	令和3年4月1日
	算出不可
見直し時期	令和5年9月30日
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	市ホームページ等で募集
事業担当 （担当部署） （電話番号）	社会教育課
	0259-58-7356